六　移転業者を保険者とする保険契約について、移転対象契約（移転業者を保険者とする保険契約のうち、改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十五条第一項の契約により移転先会社に移転するものとされる保険契約をいう。以下この項及び第七十四条において同じ。）及び移転対象契約以外の保険契約の区別を明示して、保険契約の種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面

七　移転対象契約について、その種類ごとに責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算出方法を記載した書面

八　改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十五条第一項の契約により移転対象契約とともに移転するものとされる財産について、その種類ごとに数量及び価額を記載した書面

九　移転先会社が認可特定保険業者である場合にあっては、次に掲げる書面

イ　移転対象契約について、その保険の種類、保険契約者の範囲、被保険者又は保険の目的の範囲及び保険金の支払事由を記載した書面

ロ　移転先会社を保険者とする保険契約について、イに定める事項を記載した書面

十　移転先会社を保険者とする保険契約（外国保険会社等にあっては、日本における保険契約）について、その種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金（外国保険会社等にあっては、法第百九十九条において準用する法第百十六条第一項の規定により日本において積み立てる責任準備金）の額を記載した書面

十一　移転先会社が少額短期保険業者である場合であって、移転対象契約及び移転先会社を保険者とする保険契約について同一の保険契約者又は被保険者があるときは、当該保険契約者又は被保険者ごとの全ての保険契約の保険金額の合計額及び全ての保険契約に係る令第一条の六各号に掲げる保険の区分に応じた保険金額の合計額を記載した書面

十二　改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十七条第一項の規定による公告又は通知をしたことを証する書面

十三　改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十七条第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の前条に規定する金額が、改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十七条第四項に定める割合を超えなかったことを証する書面

十四　移転先会社が認可特定保険業者（改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百二十条第一項の規定により保険計理人の選任を要する者に限る。）である場合には、移転対象契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられているかどうかについて、当該認可特定保険業者の保険計理人が確認した結果を記載した意見書

十五　次のイからハまでに掲げる移転先会社の区分に応じ、当該イからハまでに定める行政機関が作成した書面であって、当該保険契約の移転が改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十九条第二項第一号（移転先会社に係る部分に限る。）及び第二号に掲げる基準に適合する旨の意見（移転先会社が認可特定保険業者である場合にあっては、当該保険契約の移転に係る特定保険業が当該保険契約の移転を受ける前に当該移転先会社の行っていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであると認められる旨の意見を含む。）が記載されたもの（当該行政機関が移転業者の行政庁と同一であるときを除く。）

イ　認可特定保険業者　その行政庁

ロ　保険会社、外国保険会社等又は少額短期保険業者（令第四十七条の二第三項の規定により金融庁長官の指定する少額短期保険業者に限る。）　金融庁長官

ハ　少額短期保険業者（ロに掲げる者を除く。）　その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）

十六　その他改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十九条第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

3　移転業者の行政庁は、改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十九条第一項の規定による認可の申請を受けたときは、直ちに、その旨を当該申請に係る保険契約の移転について前項第十五号の規定により意見書を作成した行政機関に通知するものとする。当該申請について処分をしたときも同様とする。

（保険契約の移転後の公告事項）

第七十三条　改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百四十条第一項前段に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十七条第一項から第四項までに規定する手続の経過

二　移転先会社の商号、名称又は氏名及び本店、主たる事務所又は日本における主たる店舗の所在地

（保険契約の移転の効力）

第七十四条　保険契約の移転を受けたことにより、移転先会社の次の各号に掲げる書類に定めた事項を、移転業者の事業方法書等に定めた事項のうち移転対象契約に関する部分を付加した内容に変更しなければならない場合においては、改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十九条第一項の規定による認可を受けた時に、次の各号に定める認可を受け、又は変更若しくは届出があったものとみなす。

一　法第四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類又は法第百八十七条第三項第二号から第四号までに掲げる書類　法第百二十三条第一項（法第二百七条において準用する場合を含む。）の規定による認可又は法第百二十三条第二項（法第二百七条において準用する場合を含む。）の変更

二　法第二百七十二条の二第二項第二号から第四号までに掲げる書類　法第二百七十二条の十九第一項の変更

三　事業方法書等　改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百二十三条第一項の規定による認可又は同条第二項の届出

第二節　事業の譲渡又は譲受け

（事業譲渡等の認可の申請）

第七十五条　認可特定保険業者は、改正法附則第四条第十二項において読み替えて準用する法第百四十二条の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一　理由書

二　事業の譲渡又は譲受け（以下この条において「事業譲渡等」という。）に係る契約の内容を記載した書面

三　当事者である認可特定保険業者の社員総会又は評議員会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

四　当事者である認可特定保険業者の貸借対照表

五　譲渡しようとする事業又は譲り受けようとする事業に係る損益の状況を記載した書面

六　認可特定保険業者が特定保険業を譲り受ける事業譲渡等の認可の申請の場合にあっては、次に掲げる事項を記載した書面

イ　当該事業譲渡等に係る特定保険業に関する次に掲げる事項

(1)　保険の種類

(2)　保険契約者の範囲

(3)　被保険者又は保険の目的の範囲

(4)　保険金の支払事由

ロ　当該特定保険業を譲り受けようとする認可特定保険業者が行っている特定保険業に関するイ(1)から(4)までに掲げる事項

七　当該事業譲渡等を行った後における認可特定保険業者が子会社等を有する場合には、当該認可特定保険業者及び当該子会社等の収支の見込みを記載した書類

八　当該事業の譲渡により当該認可特定保険業者の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類

九　その他参考となるべき事項を記載した書類